

多面的機能支払制度

1. 令和7年度予算の状況について

(1) 農地維持支払

新規・再認定、継続組織すべてにおいて満額交付される見込みです。

(2) 資源向上支払（共同・長寿命化）

県は財政悪化を理由に、「令和7年度から資源向上（共同・長寿命化）において、新規に取組みを開始する農用地は交付対象としない」との方針を示しました。この方針により、当市においては長寿命化の内示割合に影響があり、例年より低くなる可能性が高いことにご留意ください。

また、共同については、令和6年9月の要望量調査の面積に基づくと当市への影響がないことを確認していますが、今後の各組織の申請状況によっては、満額交付とならない可能性があります。

2. 今後のスケジュールについて ※ は活動組織が実施する内容です。

時 期	内 容
5 月 30 日まで	市へ認定申請書類提出期限（新規・再認定組織） 市へ変更認定申請書類提出期限（継続組織） ※今年度は全組織において様式第1－11号「環境 負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェッ ク）チェックシート」の提出が必須となります。
7 月中旬	市が事業計画を認定
7 月下旬まで	市へ補助金交付申請書・概算払請求書提出期限 （新規・再認定・継続組織）
8 月下旬	活動組織へ補助金交付（第1回目）70%程度
8 月下旬	令和8年度要望量調査
10 月から 11 月	現地確認（市で組織の活動実施状況の確認）

時 期	内 容
10 月下旬	活動記録・報告等に関する事務研修会
11 月から	順次実績書類の確認実施
11 月下旬まで	市へ補助金変更交付申請書・概算払請求書提出期限 (新規・再認定・継続組織)
12 月下旬	新規・再認定・継続活動組織へ補助金交付（第 2 回目）30%程度
3 月下旬	市へ補助金実績報告書提出期限

予定のため変更する場合があります。

令和 7 年度の主な改正点

1. 組織の体制強化への支援【資料 10－2】

広域活動組織の設立と活動支援班（複数の集落をまたいで共同活動を行う班）の設置を併せて実施した広域活動組織に対し、40 万円/組織を加算します。

2. 環境負荷低減の取組への支援【資料 10－2】

令和 6 年度まで環境保全型農業直接支払交付金で支援していた長期中干しや冬期湛水等の水管理を伴う取組への支援については、資源向上支払の加算措置（みどり加算）として支援します。

3. 資源向上支払（長寿命化）の基本単価を適用する要件の変更【資料 10－2】

令和 7 年度から活動組織の規模に関わらず、直営施工を実施しない場合は、基本単価に 5/6 を乗じることとなりました。

4. 申請・報告様式の変更【資料 10－2】

申請・報告書類の様式が一部変更（簡素化）されましたので、認定申請や実績報告に当たっては、市ホームページからダウンロードし、新様式で作成してください。

活動の実施に伴う留意点

1. 安全管理の徹底について【資料 10-3】

共同活動を行う際はヘルメットの着用、共同活動の安全のしおりを活用するなど事故の発生防止に努めてください。また、傷害保険への加入をお願いします。事故が起きた際は、必ず市へ報告をお願いします。

2. 除草剤の使用について

多面的機能支払交付金の活動においては、草刈り機による除草が原則とされていますが、草刈り機の使用が困難な箇所や効率的な維持管理を図るために必要と判断する場合は、地上部のみを枯死させる成長抑制剤等、環境や土壌侵食に影響の少ない薬剤を用いて除草することが可能です。

3. 適正な組織運営の徹底について

県内において、日当が過大に受給されたり、日当の一部を合意形成が不十分なまま積立金に充てたり、不適切な事案が見受けられました。

活動組織は、構成員の合意形成の徹底を図るとともに、総会等で決定した事項は、欠席者を含め全員に周知してください。

4. 長寿命化工事 1 件 200 万円上限について

長寿命化工事については原則 1 件 200 万円未満ですが、200 万円以上の工事を実施する場合は市の審査が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。

同種の工事を 2 件に分けて実施しても、合計で 200 万円が上限となります。工事の実施は、見積徴収の際に金額を確認し、活動計画書に沿って実施してください。

5. 活動組織の広域化推進について

当市では、令和 7 年度から新たに 1 組織が広域活動組織として活動を開始します。今後、活動組織の広域化に関する理解が深まるよう、事務研修会で先進事例の紹介や手順等を説明するなど、広域化を推進してまいります。

高めよう 地域協働の力！
多面的機能支払交付金



令和7年度 改正のポイント



令和7年4月

農林水産省

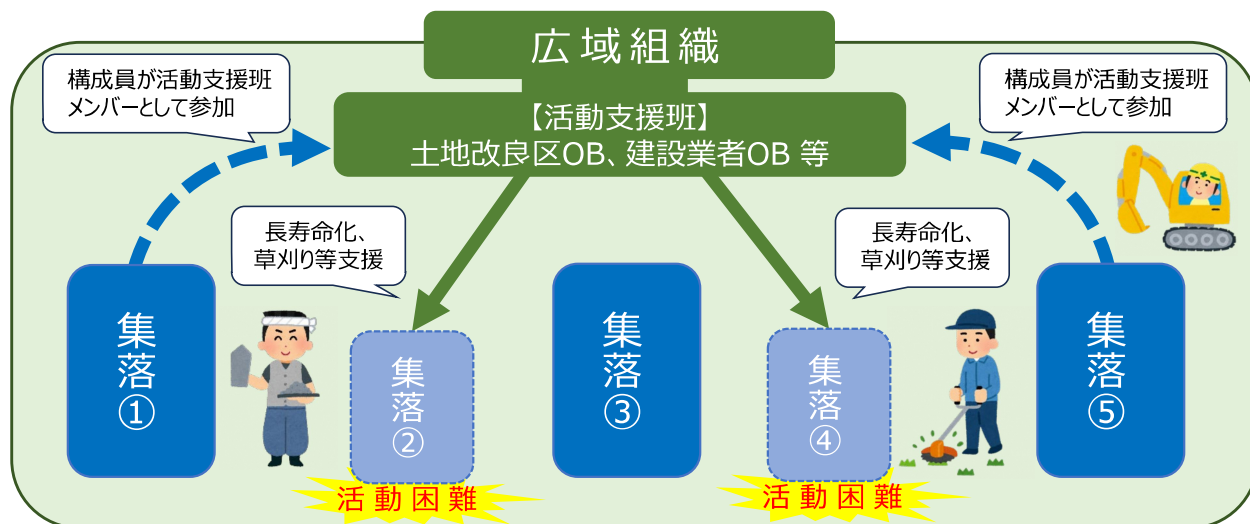
交付金の加算措置を拡充します

(1) 組織の体制強化への支援

広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて実施した広域活動組織に対し、**40万円/組織を加算**します。

※ 広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班

【活動支援班による支援体制のイメージ】



(2) 環境負荷低減の取組への支援

環境負荷低減の取組を促進するため、**これまで環境保全型農業直接支払交付金において支援してきた長期中干し等の水管理を伴う取組への支援については、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待できることから、令和7年度からは資源向上支払の加算措置(みどり加算)として支援**します。

化学肥料と化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組

+



長期中干し

冬期湛水

江の設置 等



地球温暖化防止や
生物多様性保全に貢献

【加算措置】

(円/10a)

項目		交付単価
環境負荷低減の 取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を 原則 5 割以上低減する取組と 併せて環境負荷軽減に取り組む 面積が増加する場合	長期中干し
		冬期湛水
		夏期湛水
		中干し延期
		江の設置等
		作溝実施
		作溝未実施
		800
		4,000
		8,000
		3,000
		4,000
		3,000

増進加算の対象活動を追加します

多面的機能の更なる増進への支援項目の追加

加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班による活動の実施」、
「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を追加します。

【増進加算の対象活動】

a : 遊休農地の有効活用	b : 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
c : 地域住民による直営施工	d : 防災・減災力の強化
e : 農村環境保全活動の幅広い展開	f : やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
g : 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	i : 広域活動組織における活動支援班による活動の実施【R7追加】
h : 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化【R7追加】	
j : a～i のほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k : 広報活動・農的関係人口の拡大	



資源向上支払(長寿命化)の交付単価を見直します

資源向上支払(長寿命化)の基本単価を適用する要件の変更

限られた予算の中でより多くの長寿命化対策を進めるため、活動組織の規模に関わらず、直営施工を実施する場合において、資源向上支払(長寿命化)の基本単価を適用することとします。(直営施工を実施しない場合は、資源向上支払(長寿命化)の基本単価に 5/6 を乗じます。※)

直営施工の取組事例については、パンフレットをご覧ください。👉



※ 令和6年度に資源向上支払活動(長寿命化)を行っている場合、同年度を含む活動期間中は、交付単価に係る経過措置が適用されます。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)が事業要件になります



チェックシート方式により、環境負荷低減の取組の実践を要件化

令和7年度から、全ての活動組織が「環境負荷低減のチェックシート」に取り組む内容を記入して市町村に提出する必要があります。

みどりチェックの詳細はパンフレットをご覧ください。👉



事務負担の軽減を図ります！

① 様式を簡素化します！

構成員名簿

○住所の記入欄の削除

様式の記入作業の省力化や個人情報の取扱いの観点から、住所の記入欄を廃止します。

(規約別紙)

○年○月○日

〇〇活動組織構成員一覧

以下3.の構成員は、〇〇活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2.のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	備考	活動支援班員

2. 役員

役職名	氏名	備考	活動支援班員

記入項目

- ・分類
- ・氏名
- ・住所
- ・団体名等

- ・分類
- ・氏名
- ・~~住所~~
- ・団体名等

住所の記入欄を削除

活動計画書

○活動計画の記入欄の簡素化

様式の記入作業の省力化を図るため、活動計画については、月別の記入欄を廃止し、各活動項目の欄に○を記入するよう変更しています。

(例)

これまで

活動ごとに実施予定月の記入が必要

活動区分		活動項目	毎年度の実施時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設の軽	計画・診断・策定	24 農用地の機能診断	○	○										
		25 水路の機能診断		○										
		26 農道の機能診断	○	○										
		27 ため池の機能診断												
		28 年度活動計画の策定		○										

改正後

実施予定の有無のみの記入に変更

活動区分		活動項目	計画
施設の軽	計画・診断・策定	24 農用地の機能診断	○
		25 水路の機能診断	○
		26 農道の機能診断	○
		27 ため池の機能診断	
		28 年度活動計画の策定	○

活動記録

○開始時間と活動区分の記入欄の削除等

様式の記入作業の省力化を図るため、活動の開始時間と活動区分の記入欄を廃止します。また、活動時間の入力を選択式にする、日付順に自動で行を並び替える機能を追加するなど、様式の改善を行っています。

活動時間の入力は選択式に

活動区分の記入欄を削除

活動実施時間		活動参加人数			活動項目番号（左詰め）						支払区分	活動項目
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数								
4/1	3.5時間	10人	1人	15人	6	14					農地維持,農地維持	6 鳥獣害防護柵等の保守管理,14 ため池の泥上げ
4/8												

日付順に自動で並び替え

開始時間の記入欄を削除

② 中山間直接支払との様式の共通化を図ります！

○活動記録と金銭出納簿の共通化

中山間直接支払との一体的な運用を図るため、従来より多面的機能支払で使用してきた活動記録と金銭出納簿について、中山間直接支払においても使用することが可能になります。

【中山間直接支払】

- 活動日誌（参考様式）
（※金銭出納簿は参考様式なし）

【多面的機能支払】

- 活動記録
- 金銭出納簿

【共通化】

- 活動記録
- 金銭出納簿
（中山間直接支払は参考様式）

③ 様式の入力負担を軽減します！

様式全般

○数式等の変更防止（入力制限の設定）

誤って数式等が変更されることを防ぐため、部分的にセルのロックを設定しています。（校閲タブの「シート保護の解除」をクリックすると編集が可能になります。）

（例）（１）農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	3,000 円/10a	円
畑	a	2,000 円/10a	円
草地	a	250 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円



編集可



編集不可

実施状況報告書

○備考欄の記入ルールの変更

様式の記入作業の省力化を図るため、活動計画書どおりに活動が行われている場合、備考欄への記入が不要になります。

（１）農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
地域資源の基礎的実	点検・計画策定	1 点検	○ ○	
		2 年度活動計画の策定	○ ○	
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修	○ ○	実施（予定）年度：○年
		機械の安全使用に関する研修	○ ○	実施（予定）年度：○年
	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	— —	遊休農地解消面積 a
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	— —	
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	— —	
	水路	7 水路の草刈り	○ ×	
		8 水路の泥上げ	○ ○	

記入する必要のある場合は、黄色に表示

改正後

- ・「実施」欄に「○」を記入した場合は具体的な活動内容や研修実施日等を記入→削除
- ・「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入

活動計画書

○交付単価の入力支援

交付単価の転記ミスや計算ミスを防ぐため、①入力された都道府県名の情報を基に、実施要綱に示す交付単価が反映されるほか、②該当する取組状況を選択することで、条件に応じた適切な交付単価が入力される入力支援機能を追加しています。

改正後

(2) 資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	① 交付単価	年当たり交付金額
田	a	2,400 円/10a	円
畑	a	1,440 円/10a	円
草地	a	240 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

②

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

- ①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①のみ該当 (修正なし)	☐	②のみ該当 (単価×0.625)	☐
①②に該当 (単価×0.75)	☐	該当なし (単価×5/6)	☐

②の取組状況の該当パターンを選択

(2) 資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	1,800 円/10a	円
畑	a	1,080 円/10a	円
草地	a	180 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

- ①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①のみ該当 (修正なし)	☐	②のみ該当 (単価×0.625)	☐
①②に該当 (単価×0.75)	☒	該当なし (単価×5/6)	☐

条件に応じた適切な交付単価に自動で修正

※このほかにも、入力を容易にする工夫や入力ミスを防ぐための工夫をExcelの様式に施しています。

お問い合わせ先

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 多面的機能支払係 011-231-4111（内線27-876）	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 （内線4491/4349）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600（内線3565）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161（内線3568）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271（内線2658）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161（内線2567）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511（内線2671）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111（内線4779）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031（内線83334）	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
（電話）03-3502-8111（内線5618）



高めよう 地域協働の力！

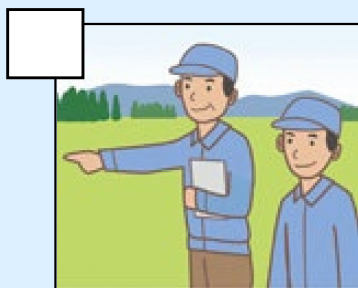
資料10-3

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

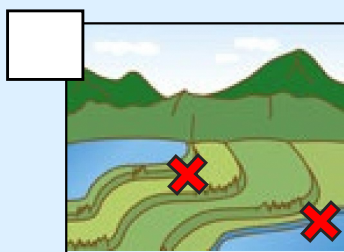
共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト

事前チェック



活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。



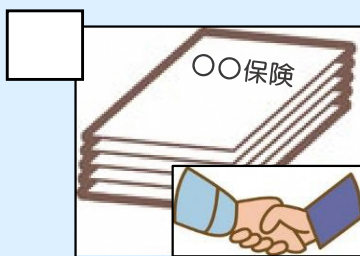
危険な箇所については、
テープ等で印を付けたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練
度等を考慮して作業計画(分
担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作
方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入り
ましたか。

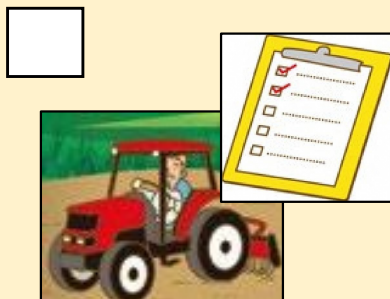


緊急連絡表は作成しまし
たか。

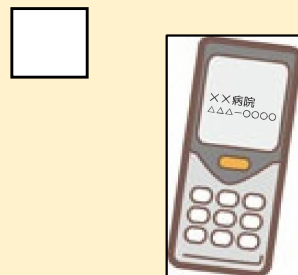
当日チェック



参加者に危険な箇所の説明
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯
はしましたか。

草刈作業中の留意点

1. 防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用しましょう。

2. 障害物の除去等

- ・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。
- ・蜂刺されを防ぐために、適切な服装や殺虫スプレーを携行し、蜂に刺された場合の対処方法を事前に確認しましょう。
- ・刈刃に石や木片があたって飛び散り窓ガラスが割れる恐れがあるので、自動車は作業場所から離れた場所に停車させましょう。

3. 草刈機の点検・整備

- ・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
- ・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。

4. 草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3 m以上離れましょう。
- ・刈刃に詰まった草や異物を取り除く等作業を中断する際や移動する際にはエンジンを切り、刃の回転が止まったことを確認してからにしましょう。
- ・障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）には十分注意しましょう。
- ・安全な使用方法の修得には、「機械の安全使用に関する研修」の取組も活用してください。
- ・作業場所は事前に確認し、不安定な場所や転倒の恐れのある急斜面などでは無理な作業をしないようにしましょう。

5. 作業間隔の確保

- ・複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

6. 休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
- ・熱中症対策のため、水分補給をこまめに行いましょう。また、必要に応じて検温を行いましょう。

7. 草刈作業への合図

- ・草刈機は騒音が大きいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



<作業中の服装チェック>

☐

ヘルメットは被りましたか？

☐

長袖、長ズボンは着用しましたか？

☐

手袋、長靴等は着用しましたか？

☐

防護メガネは着用しましたか？

活動前日までに、現地の下見、打合せ、 緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行いましょう。**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、**蜂の巣**などの危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 作業前には事前に体調チェックを行いましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - ・ 最寄りの医療機関（複数）
 - ・ ご家族の連絡先
 - ・ 保険会社
 - ・ 市町村



活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。
近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましょ。
- **声かけ**をしましょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようにしましょう。
- **熱中症**には十分注意しましょう。
 - ・ 日陰を確保し、こまめに水分補給や休憩をとりましょう。
 - ・ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどを使って体を冷やしましょう。
 - ・ テントや扇風機などの暑さ対策グッズも活用しましょう。
 - ・ 手足のしびれやめまい、吐き気など、万が一熱中症が疑われる症状がみられた場合はすぐに作業を中断し、涼しい場所へ避難しましょう。
 - ・ 意識がない場合や症状が良ならない場合は、すぐに病院で手当てを受けましょう。



- 万が一事故が起きた場合は**市町村に速やかに報告**しましょう。

■ 事故の傾向（令和5年度の発生状況）

交付金における共同活動においては、令和5年度（令和5年4月から令和6年3月末まで）に184件の事故が報告されています。

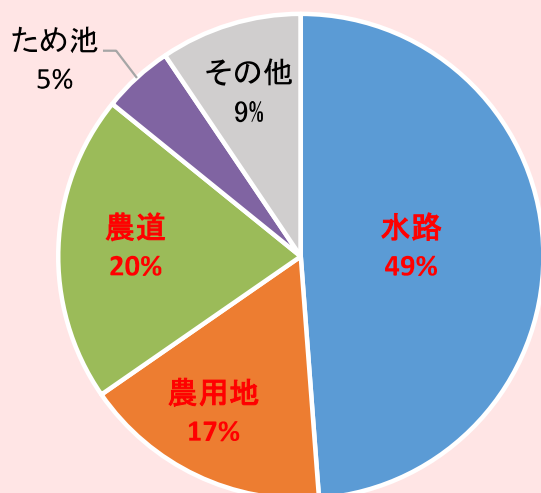
事故の発生場所としては、水路（49%）が最も多く、農道（20%）、農用地（17%）の順に多くなっており、この3つで80%を超えています。

事故が発生した活動としては、草刈（69%）が極めて多く、約70%を占めています。

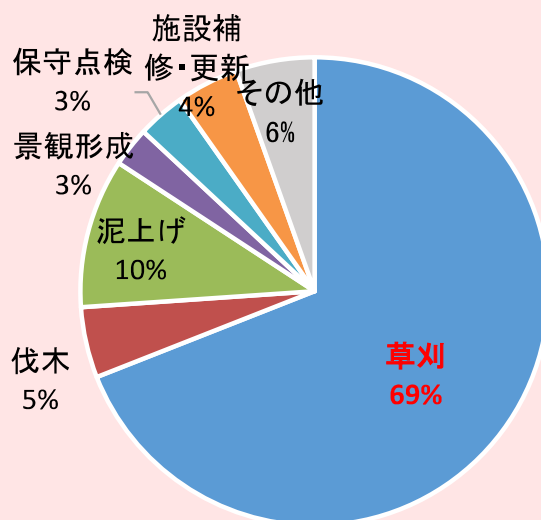
事故の原因としては、転倒・転落（28%）が最も多く、草刈機等との接触（21%）が次いで多くなっており、この2つで約50%を占めています。

事故による怪我等の状況としては、創傷（23%）及び骨折（21%）で約40%を占めています。

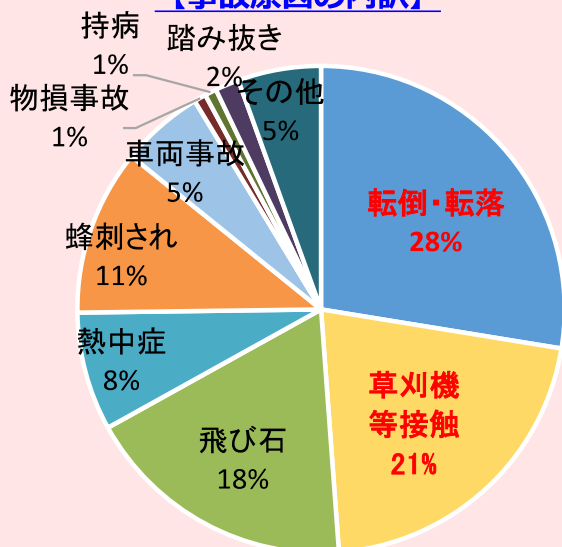
【事故の発生場所の内訳】



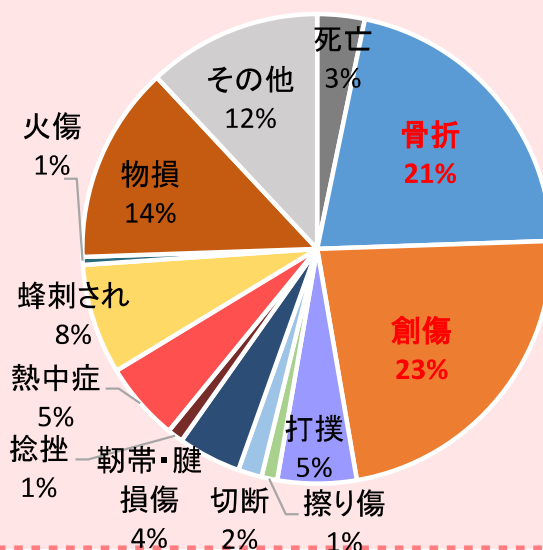
【事故発生時の活動の内訳】



【事故原因の内訳】



【事故による怪我等の状況の内訳】



活動中の事故の多くは、
主に水路での草刈り作業で転倒・転落、
草刈機等との接触により発生しています

■ 事故の例



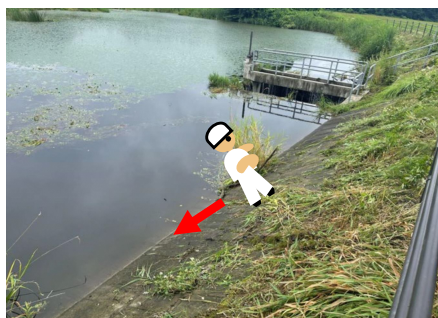
(水路の草刈り)

- ・活動項目：水路の草刈り
- ・作業内容：水路周りの草刈り作業
- ・事故概要：10人で水路の草刈作業中、傾斜のある法面の草刈り作業者が足を滑らせ、約2mの高さから側溝に誤って転落した。
- ・被災状況：骨折（左足）
- ・発生原因：作業場所の安全確認不足や周囲の声かけ不足。



(草刈機などの点検)

- ・活動項目：農道・水路の草刈り
- ・作業内容：農道・水路の草刈り作業
- ・事故概要：自走式ロータリーモアを準備中、ブレードが回転しないため、エンジンをかけたまま、点検しようとしたところ、急にブレードが回転した。
- ・被災状況：指の屈筋腱損傷
- ・発生原因：エンジンを切らないまま、点検を行った。



(ため池堤体の急傾斜)

- ・活動項目：ため池の草刈り
- ・作業内容：ため池の草刈り作業
- ・事故概要：複数名でため池の草刈作業中、1人が誤ってため池に転落。その後、救助を試みたもう1人も誤ってため池に転落。
- ・被災状況：両名とも死亡
- ・発生原因：安全な作業方法の周知、危険箇所の確認及び周囲の声かけが不足していた可能性。



(堤体の草刈り)

- ・活動項目：ため池の草刈り
- ・作業内容：堤体の草刈り作業
- ・事故概要：トラクターで堤体天端の草刈作業中、操作を誤ってトラクターごと堤体下に転落。転落する中で車内から投げ出された。
- ・被災状況：死亡
- ・発生原因：作業場所の安全確認、シートベルトの着用など適切な安全対策を怠った可能性。

農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

◎お問い合わせは、各都道府県推進組織又は地方農政局農村振興部農地整備課へお願いいたします。

中山間地域等直接支払交付金

【概要】

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、協定にしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する。

対象地域

地域振興立法（特定農山村、過疎法等）等で指定された地域で傾斜等の基準を満たす農用地

対象者

協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する集落等

交付単価

田	急傾斜（1/20以上）	最大21,000円/10a
	緩傾斜等（1/100以上）	最大8,000円/10a

交付対象の活動

①農業生産活動等を継続するための活動（基礎単価）

②体制整備のための前向きな活動（体制整備単価）

①+②をどちらも実施すると単価の10割を交付



加算措置



ネットワーク化活動計画の作成【第6期対策から】
複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画を毎年度話し合いを重ねて作成。

棚田地域振興活動加算

- 認定棚田地域振興活動計画に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

超急傾斜（1/10以上）
14,000円/10a
急傾斜（1/20以上）
10,000円/10a

超急傾斜農地保全管理加算

- 超急傾斜農地の保全及び農産物の販売促進等の取組を行う場合に加算

6,000円/10a

ネットワーク化加算【第6期対策新規】

- 複数の集落協定間でネットワーク化等を行った上で、主導的な人材の確保や農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算

最大※10,000円/10a
※協定規模により変動
（上限：100万円/年）

スマート農業加算【第6期対策新規】

- スマート農業による作業の省力化等を図る取組を行う場合に加算

5,000円/10a
（上限：200万円/年）

棚田米販売促進事業のご紹介

参考資料2

「棚田米」の販売促進活動を始め、関係人口や交流人口の創出に向けた取組を展開し農業所得の向上、棚田の維持・保全・活用による地域活性化を目指します。棚田米の販売促進や関係人口等の創出に向けた具体的な取組の方向性や行動計画（アクションプラン）を「棚田米販売促進戦略」としてとりまとめました。



商品づくり

- ・商品名・ロゴマーク公募
- ・イベントで棚田米の試食
- ・棚田米研究会の設置
- ・食味コンクールへ出品



棚田米販売促進



戦略を詳しくみる



つながり

- ・小学校（校外学習）向けの探求学習プログラムの作成
- ・棚田めぐりツアーの企画
- ・姉妹都市への物産展出品



令和7年度
アクション
プラン

情報発信

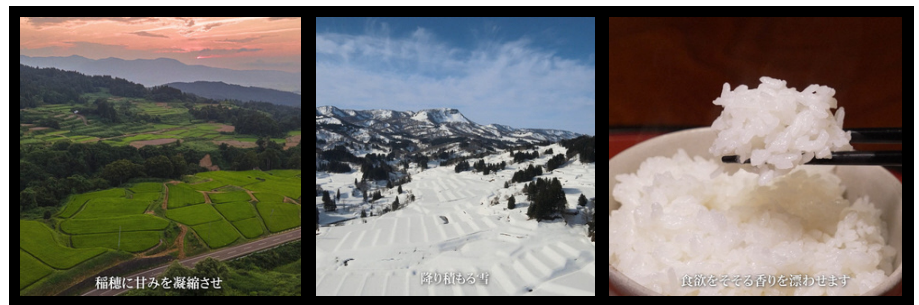
- ・意欲ある農業者等のPR動画やポスターを活用した販売活動を支援
- ・ふるさと納税返礼品創出



PR ポスターとPR動画を販売活動にご活用ください。貸し出し**無料**です！

①PRポスター（A1）

②PR動画DVD-R（約2分41秒）



棚田米PRポスター



棚田米PR動画



貸し出し方法は、QRコードから市のホームページをご覧ください。下記までお問合せください。



中山間地域で山菜やそば等へ 転換するための経費を支援します

ー中山間地域振興作物生産拡大事業ー



中山間地域の農地保全と農業生産活動を維持するため、作物を栽培していない農地や休耕する農地で、新たに山菜やそばなどの振興作物を生産する農業者などへ必要な経費を支援します

■ 対象者

下記のいずれかに該当する農業者または団体など

- ・ 認定農業者
 - ・ 中山間地域等直接支払交付金の集落協定、個別協定
 - ・ 農家組合
 - ・ 農業者3戸以上で構成する団体
 - ・ 農業者3戸以上が構成員となっている法人
- ※市税を完納している必要があります。

営農指導等の経験豊富な「元気な農業づくり推進員」が地域に適した作物の選定や栽培方法等についての相談に応じますので、お気軽にお問合せください。

■ 対象農地

市内の中山間地域において、下記のいずれかに該当する農地

- ・ 作物を栽培していない農地
 - ・ 水稻の作付けが困難な農地
- ※中山間地域等直接支払交付金の協定農用地または作付けにより協定農用地となる農地が望ましいです。
- ※生産面積が合計10アール未満の場合は対象外です。
- ※過去に市から同様の事業で補助を受けた農地は対象外です。

■ 対象作物

水稻を除く販売を目的に栽培する作物

- ※ほ場の条件等に応じた作物を事前に市と協議し、選定していただきます。
- ※収穫した作物は出荷する必要があります。

■ 補助内容

- ・ 農地の再生作業・営農定着作業に要する経費の実費相当額
例：ほ場の明渠掘りのためのバックホウ借上料、除草剤や肥料の購入費、人件費（草刈作業、施肥作業、苗の定植作業、播種作業）など
- ・ 種苗の購入に要する経費の実費相当額
- ・ 補助上限額（10アールあたり）

農地の再生作業・営農定着作業に要する経費	75千円
種の購入に要する経費	8千円
苗の購入に要する経費	100千円

■ 添付資料

- ・ 主な添付資料は、以下のとおりです。申請・報告時に写真の提出が必要です。

交付申請書	ほ場の位置・面積が分かる書類、ほ場の現況写真、構成員名簿
実績報告書	請求書又は領収書の写し、作業日報（兼領収書）、作業中・完了後の写真、出荷伝票

■ 注意事項

- ・ 予算の範囲内で、随時申請を受け付けます。
- ・ 必ず事業開始前に申請してください。
- ・ 事業実施の翌年度以降3年間(事業実施年度を含めた4年間)は継続して補助対象の作物を栽培及び出荷の上、出荷伝票等を提出していただきます。
植え付けから収穫まで複数年を要する作物の場合は、出荷するまでの間は、毎年度、管理及び生育状況等を記した書類を提出していただきます。
- ・ 必要に応じて鳥獣被害対策を実施してください。
- ・ 申請書は市ホームページに掲載するほか下記問合せ先で配布します。

【問合せ・申請書提出先】

上越市農村振興課中山間地域農業対策室 TEL 025-520-5754（直通） / FAX 025-526-6185
浦川原区・柿崎区・板倉区総合事務所 産業グループ
上記以外の各区総合事務所 総務・地域振興グループ

令和7年度 農業法人従業員等研修会 開催要領

1. 趣 旨

若手農業者等の意識醸成等をはかり、以て農業経営体等の経営発展に資するため開催する。

2. 日 時 令和7年6月16日（月）9：30～15：10

3. 会 場 新潟市 JA共済連新潟ビル 3階 会議室
新潟市中央区東中通1番町86番地54
TEL 025-211-2817

4. 主 催 新潟県 新潟県農業法人協会 JA新潟中央会

5. 対象範囲 概ね就農・就業5年目以内の方を目途

※経営者、JA担当職員等も積極的に参加いただければ幸いです。

6. 内 容

時 間	内 容						
9:30	1. 開会・挨拶						
9:35～9:55 (20 分)	2. 【研修 1】 農業法人に従事するにあたって 講師：(株) 農プロデュース リッツ 代表 新谷 梨恵子氏						
9:55～10:15 (20 分)	3. 【研修 2】 本県農業を巡る情勢等について 講師：県農林水産部経営普及課						
10：20～15：00 (3 時間 30 分)	4. 【研修 3】 (仮題)「ビジネスコミュニケーションの習得と組織人としての自己実現」 講師：(有)マックス・ゼン パフォーマンスコンサルタンツ 代表取締役 丸 山 結 香 氏						
昼食休憩等並び に休憩等は適宜							
	<table><tr><th>項 目</th><th>骨 子</th></tr><tr><td>①他者と共に働くとは？</td><td>・ 皆さんは『組織人』です ・ 組織人とはどうあるべきか ・ 他者と働く難しさはどう対応していくか</td></tr><tr><td>②ビジネスにはビジネスのコミュニケーションがある</td><td>・ 農業はビジネスであり、皆さんはビジネスマン ・ ビジネスコミュニケーションの「伝え方」(演習あり) ～話し下手でも大丈夫、 SDS 法と PREP 法～ ・ ビジネスコミュニケーションの「聞き方」(演習あり) ～アクティブ・リスニング (能動的傾聴)と要約～</td></tr></table>	項 目	骨 子	①他者と共に働くとは？	・ 皆さんは『組織人』です ・ 組織人とはどうあるべきか ・ 他者と働く難しさはどう対応していくか	②ビジネスにはビジネスのコミュニケーションがある	・ 農業はビジネスであり、皆さんはビジネスマン ・ ビジネスコミュニケーションの「伝え方」(演習あり) ～話し下手でも大丈夫、 SDS 法と PREP 法～ ・ ビジネスコミュニケーションの「聞き方」(演習あり) ～アクティブ・リスニング (能動的傾聴)と要約～
項 目	骨 子						
①他者と共に働くとは？	・ 皆さんは『組織人』です ・ 組織人とはどうあるべきか ・ 他者と働く難しさはどう対応していくか						
②ビジネスにはビジネスのコミュニケーションがある	・ 農業はビジネスであり、皆さんはビジネスマン ・ ビジネスコミュニケーションの「伝え方」(演習あり) ～話し下手でも大丈夫、 SDS 法と PREP 法～ ・ ビジネスコミュニケーションの「聞き方」(演習あり) ～アクティブ・リスニング (能動的傾聴)と要約～						
	* 研修内容は、参加人数によって一部変更する場合があります。						
15：00～15：10	5. 閉会・アンケート記入						

7. 参 加 費

1人当たり 2,000円

※ 昼食・資料代（消費税込）。研修日当日、受付時にお支払い願います。

8. 申込方法

別添「参加申込書」により、6月6日(金)までに、後記の新潟県農業法人協会事務局あてお申し込み下さい（FAXまたはEメール）。

9. 問い合わせ先（事務局）

J A新潟中央会 農業振興部 営農担い手課

新潟県農業法人協会事務局 担当／佐野・桑原

〒951-8116 新潟市中央区東中通一番町189番地3

TEL. 025-211-2817 FAX. 025-227-1171

E-mail h-sano@ja-niigata.or.jp

【会場略図】



(別 添) ※申し込み期限：6月6日(金)まで

令和7年度 農業法人従業員研修会等

参加申込用紙

新潟県農業法人協会事務局（担当：佐野） 行

〔 FAX： 025-227-1171
E-mail： h-sano@ja-niigata.or.jp 〕

令和7年 月 日

所 属 先： _____

6月16日開催の標記研修会に次のとおり参加を申し込みます。

氏 名	所 属 名 (法人・機関・団体名、連絡先)	備 考
	TEL：	
	TEL：	
	TEL：	
	TEL：	
	TEL：	

(注) 恐縮ですが、欄が不足の場合は追加してください。